

立命館大学新聞社 規約・綱領

立命館大学新聞社綱領

- 一、生きる権利にはじまる学生の基本的人権の擁護・発展に寄与する。
- 一、平和と民主主義を教学理念とする立命館大学のさらなる民主化に寄与する。
- 一、真に立命館大学に学び研究する全ての学生の学生による学生のための新聞を目指す。
- 一、「立命館大学生独自の要求と課題に基づいて、民主勢力の一翼としてたたかう」とともに「学び研究する活動、文化・スポーツ活動を通じ、広い教養と深い専門知識を身につけ、将来も日本の民主的発展に貢献できる優れた民主的知識人、勤労者となる準備をする」すべての立命館大学生とともに歩む。
- 一、権力からの弾圧や暴力に屈することなく、事実に基づいた真実を報道するとともに、科学的先見性を持った主張を打ち出し、世論形成に努める。

立命館大学新聞社規約

第一章 総則

第一条 <名称及び所在地>

- 一、本社は立命館大学新聞社と称する。
- 二、本社は立命館大学中央事業団体に位置する。
- 三、本社は京都府京都市北区等持院北町 56-1 立命館大学衣笠キャンパス内に本部を置く。
- 四、本社は滋賀県草津市野路東 1-1-1 立命館大学びわこ・くさつキャンパス内に BKC 局、大阪府茨木市岩倉町 2-150 立命館大学大阪いばらきキャンパス内に OIC 局を置く。

第二条 <社員>

- 一、本社を構成する社員は、立命館大学の学生とする。
- 二、本社の綱領と規約を認め、社活動に参加し、学友会費を納める本学学生は社員となることができる。
- 三、通常活動を行う資格を有する正社員の活動期間は、立命館大学入学から 4 年間とする。
- 四、他大学の学生は認めない。

第二章 役員

第三条 <役員>

一、本社は次の役員を置く。主幹、BKC 局長、財務局長、OIC 局長。尚、役員の内任はこれを妨げる。

二、役員は本社の運営を行い、社の全活動を統括する。

三、予想外の事態により、役員が職務を遂行できない状況に陥った場合、また、それにより役員が欠けた場合は総会において代理役員を定める。

第四条 <任期>

一、役員の任期は、原則として11月1日より翌年10月31日までとする。

二、罷免・辞任があるときは、総会によりこれを決定する。

第五条 <選挙>

一、役員選挙は原則として10月中とし、以後1ヶ月間を引き継ぎ期間とする。

二、選挙の日程については、役員が定める日付を以て、役員選挙を行う。原則として選挙の運営には役員がこの任に当たる。

三、立候補者は7日前までに施政方針を掲示し、その意志を示す。

四、選挙は社員の三分の二以上の出席で成立する。当日投票できない者は、役員の内会いのもとで、5日前から不在者投票を受け付ける。

五、役員の内管理のもとに無記名投票で行う。不在者投票の内票数も含め社員の三分の二以上の信任で当選とする。

六、立候補者が一人の場合は信任投票を行い、有効投票の内三分の二を以て信任とする。不信任の場合は、再度立候補を受け付け再投票。

第六条 <罷免>

一、役員の内リコールに当たっては、その発議をするためには全社員の三分の一以上の署名を必要とし、その署名と文書を総会に提出する。その後、総会の内過半数を以て決定する。

第七条 <業務>

一、主幹は発行責任者、及び本社の代表として次の業務を行う。

1、各種会議への出席、ならびに総会におけるその報告。

2、学内機関との連絡、統括責任。

3、総会の内招集及び責任。

4、本社の会計監査。

5、本社本部の内統括責任。

6、その他、日常活動における一切の内最終責任を負う。

二、BKC 局長は BKC 局内の責任者、及び副代表として次の業務を行う。

- 1、BKC 局内の統括責任。
- 2、各種会議への出席。

三、財務局長は次の業務を行う。

- 1、予算及び決算報告書の作成・公開。
- 2、社費の徴収及び管理・保全・公開。
- 3、社財政に関する義務。
- 4、物品・金銭の出納に関する義務。

四、OIC 局長は OIC 局内の責任者、及び副代表として次の業務を行う。

- 1、OIC 局内の統括責任。
- 2、各種会議への出席。

五、新歓実行委員会、学園祭実行委員会等の学友会特別会議の出席に関しては、これら役員以外の担当者を正社員の中から選定するのが望ましい。

第三章 組織

第八条 <定例会>

一、本社は全社員による定例会を置く。定例会は、本社における編集のための会議・連絡事項の共有を目的としており、全社員の過半数を以て成立する。

二、定例会の招集については、次の場合による。

- 1、月に数回の決められた日
- 2、主幹が必要と認めた場合

第九条 <編集のための組織>

一、新聞の発行における紙面作成のための組織。全社員で組織され、主幹が指揮を執る。

二、社会・文化・スポーツ各面の代表担当者として、各部長を置く。尚、役員との兼任はこれを妨げない。

第四章 審議・議決機関

第十条 <総会>

一、本社は全社員による総会を置く。

二、総会は、本社における最高議決機関であり、三分の二以上の出席・委任状で成立とする。

三、総会の招集については、次の場合による。

1、主幹が必要と認めた場合

2、正社員の三分の一以上の要請がある場合。尚、招集の責任は主幹が負う。

四、総会の運営記録

1、総会の運営は、役員がこれを行う。

2、総会の議長は主幹がその任にあたる。

3、総会の運営記録及びその保管は、役員がその任にあたる。総会の決議は出席している社員の過半数を以て成立する。

五、総会の決議は正社員の過半数を以て成立する。但し、可否同数の場合は議長がこれを決定する。

六、総会中に予定している以外の議題が提出された場合には、全出席者の三分の一以上の賛成によって審議することができる。その場合、提案理由を発議と同時に述べること。

七、委任状

1、委任状とは、正社員が総会にやむを得ず出席できない場合に提出するものである。

2、委任状には、委任の理由、議案に対しての立場、意見、委託する者の氏名を様式に従って記さなければならない。

3、委任状の受付は、主幹、BKC 局長、OIC 局長が行うものとする。尚、委任状の提出先は役員とする。

4、委任状は委託された者の了解を得ていなければ効力を発しない。

5、委託された者は、本人に総会での議事を伝達する義務を負う。

6、委任状は、直接出席者が全正社員の過半数以上の場合に限り、定員数の対象となる。

7、委託されたものが総会に欠席の場合、委任状は効力を発しない。

第五章 人事

第十一条 <入社>

一、入社希望者は、仮入社期間の一ヶ月を経て正社員と認め、社費を支払う義務を負う。

二、仮入社期間は、入社届を役員に提出後の一ヶ月とする。

第十二条 <退社>

一、退社の際は、主幹に退社願いを提出すること。未納の社費がある場合は、これを完納しなければならない。

第十三条 <休社及び復社>

一、事故・病気などでやむを得ず一ヶ月以上、休社を希望する者は、主幹、BKC 局長、OIC 局長に休社願いを提出し、役員の承認を必要とする。

二、休社中の社員は、社費を納入しなくてもよい。

三、休社中の社員が復社を希望する場合は、その旨を主幹、BKC 局長、OIC 局長に伝え、役員の承認を得なければならない。

四、休社中の社員は、休社している間は正社員として数えられない。

五、復社後の社員は社活動を行うにあたり、役員の定めた諸基準を満たさなければならない。

第十四条 <再入社>

一、再入社を希望する者は、総会の承認を必要とする。尚、その場合は全会一致とする。

二、除名処分によって本社を退社した者の再入社は認めない。

第十五条 <処分>

一、本社の円滑な活動に及ぼす障害について、次の場合に該当する者は全社員の三分の一以上の署名による発議によって、総会において処分を決定する。

- 1、社の活動に支障をきたしたる者
- 2、総会その他の会議を無断で欠席した者
- 3、社費を四ヶ月以上滞納した者

二、処分は次のとおりとする。

文書戒告、活動停止、除名。

第六章 財政

第十六条 <期間>

一、会計年度は学友会に準じ、4月1日より翌年3月31日迄とする。

第十七条 <監査>

一、本社の会計は学友会会計監査委員会の監査に応じる。

第十八条 <会計報告>

一、全社員は、各月の編集会議までに当該月分の社費を納入する義務を負う。

二、正当な理由があって社費の納入が困難な場合は、社費の一部又は全部を免除することがある。但し、社員の承認を必要とする。

三、財務局長は、定例会において社員に財政状況を報告する。

第七章 改正

第十九条 <規約の手続き>

- 一、 本規約の改正は、全社員の三分の一以上の署名による要求、又は役員が発議により、総会において現在数の三分の二以上の賛成を以て成立する。

第八章 補足

第二十条 <本社の設立>

- 一、 本社の設立年月日は1950年4月1日である。

第二十一条 <施行期日>

- 一、 この規約は平成30年3月1日を以て施行する。前規約は、本規約成立と同時に廃止する。尚、本規約が正式に施行されるまでの間は、本規約を暫定的に適用する。